

秋田県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

令和2年12月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定見込面積 (ヘクタール)	指定の目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	見込 (ヘクタール)		
男鹿市		五里合琴川	前田	29番	753	0.0753	0.0753	土砂の崩壊の防備
				44番	376	0.0376	0.0376	

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

備え置いて縦覧に供する。)